

創業フォローアップ保証(セカンド)

1 保証対象者

新事業創出支援資金(県融資制度)を利用し(または過去に利用した)、下記のいずれかに該当する方

ココをチェック!!

通常の保証料率より0.5%割引され、0.3%の低保証料率でご利用いただけます

2 資 格 要 件

- (1)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方
- (2)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方
- (3)(1)に該当し、法人成した会社で、個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方

3 保証限度額

3,500万円(創業関連保証と再挑戦支援保証の合算)

ココをチェック!!

令和3年8月から創業関連保証の保証限度額拡充に伴い、2,000万円から拡充されています。

4 資 金 使 途

運転資金・設備資金

5 保 証 期 間

10年以内(据置期間1年以内含む)
ただし、新事業創出支援資金(県融資制度)を併用する場合は、運転資金7年以内(据置期間1年以内含む)、設備資金10年以内(据置期間1年以内含む)

6 そ の 他

新事業創出支援資金(県融資制度)を併用すると固定金利(1.90%)での調達が可能になります(認定特定創業支援事業により市町の証明を受けた方は、貸付金利が1.70%になります。)
※貸付利率は令和8年4月1日時点

当協会では、以下(1)~(2)の通り創業者の各ステージに応じた創業支援に、地域密着かつ伴走型で取り組んでおります。

(1)創業時

「新事業創出支援資金(県融資制度)(※①)」で創業時の資金調達をサポートします。

※①【新事業創出支援資金(県融資制度)の概要】

- 保証料率: 0.80% ⇒0.00%(愛媛県が全額補助)
- 貸付利率: 1.90%
- 市町が実施する認定特定創業支援事業を受けた方は1.70%(貸付利率は令和8年4月1日時点)
- ※市町長の証明書が必要です。
- 実施時期: 平成29年4月1日から令和9年3月31日まで

(2)創業後

「創業フォローアップ保証(セカンド)」による創業後の資金調達と併せて「専門家による経営相談(※②)」により経営課題の解決をサポートします。

※②【専門家による経営相談の概要】

- 専 門 家: 公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、ITコーディネーター等
- 相談回数: 経営支援強化促進事業 3回
- 専門家活用事業 3回
- 費 用: 自己負担ゼロ

